

奈良県特別職報酬等審議会

【 第 5 回 】

平成24年8月29日（水）
奈良県婦人会館 中研修室（3）

《 目 次 》

	〈頁〉
1 第4回奈良県特別職報酬等審議会の議事内容について	1
2 行政委員の報酬及び教育長の給与のあり方に係る論点 について	2
3 全国の行政委員の報酬制度について	3
4 報酬額の水準についての考え方	4、5
5 行政委員間の報酬額差について	6
6 行政委員会委員長・会長と委員の報酬額差の状況	7
7 教育長の給与のあり方について	8
8 知事、副知事の給料及び議員等の報酬について	9
9 特別職職員の給与の全国状況	10

第4回奈良県特別職報酬等審議会の議事内容について

事務局が資料に基づき各行政委員の活動内容等について説明を行った後、委員による意見交換がなされた。

《意見等の概要》

- 行政委員の業務量が、活動回数だけでは測られないことや行政委員の職に就くことにより行動の制限があることがよく分かった。
- 各行政委員が設置された経緯や求められている役割を理解して検討することが必要。
- 報酬のあり方について検討するには、業務量だけでなく人材確保の観点からも考えることが必要。
- 本業を持って行政委員の業務に従事している人もいるので、本業への影響といったことも報酬のあり方を検討する上での観点の一つにすべきではないか。
- 各行政委員の職務が重要、困難なものであることはよく分かるが、社会情勢や財政状況を考えることも必要。
- 委員会ごとに活動回数の差があったり、また同じ委員会でも年度により異なるようであり、このような実態をどのように報酬に反映させることが適当かを検討しなければならない。
- 行政委員の報酬のあり方を検討するにあたって、支給方法（月額制、日額制等）の適否だけを検討するのではなく、行政委員会ごとの差、委員長と委員との間での差を設けるべきか、設けるとすればどの程度の差が適当か、各行政委員の職責等を見ながら検討していく必要があるのではないか。
- すでに多くの府県が行政委員の報酬についての考えをまとめ、報酬の支給方法等を改めており、中には月額・日額以外に「月額日額併用制」という方法を用いている県がある。
他の府県がどのような考えのもと日額制、月額日額併用制に改めたかを参考にしたい。

行政委員の報酬及び教育長の給与のあり方に係る論点について

検討事項	論 点
<p>行政委員報酬の 支給形態・額の水準</p>	<p>① 現行の制度（月額報酬制）を改める必要はあるか。</p> <p>② 改めるとする場合、その対象は全ての行政委員か、あるいは一部の行政委員か。 〔一部の行政委員とした場合、その 基準（考え方の整理）〕</p> <p>③ 改めるとする場合、日額制、日額月額併用制等、どのような制度が適切か。</p> <p>④ 報酬額の水準はどうするか。 (委員会毎の差、委員長等と委員との差、上限設定、支給対象業務の基準)</p>
<p>教育長の給与</p>	<p>① 現行の給与水準を改める必要はあるか。</p> <p>② 改めるとする場合、給料月額等の水準はどうするか。</p>

支給方法		府県数		考え方	
A	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">完全日額制</div> <p>委員会、会議等の出席実績に応じた報酬を支給する。</p>	5	山梨県、静岡県 大阪府、山口県 徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 府民にとつての透明性や分かりやすさ、府行政委員の勤務の実情等を踏まえ、日額支給方式に改め、勤務実績に応じて報酬を支給することが適当である。 (大阪府) 新たな行政委員報酬制度の導入に当たっては、その透明性を一層高め、県民誰もがわかりやすい簡素で一貫性のある仕組みにすることが重要。(山梨県) 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一部月額(日額)</div> <p>一部の委員会についてのみ月額(日額)</p>	19	北海道、岩手県 山形県、茨城県 群馬県、神奈川県 新潟県、富山県 岐阜県、滋賀県 京都府、鳥取県 島根県、愛媛県 高知県、福岡県 大分県、佐賀県 鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 日額又は月額の適用基準として、日額方式は、職務・職責が限定的な委員会であつて、委員の委員会等への出席やこれ以外の業務への従事が比較的少ない場合に適用することとし、月額方式は、職務・職責が恒常的かつ広範な委員会であつて、こうした業務への従事が基本的に毎週ある場合に適用する。(京都府) 所掌する業務の範囲が広く、総合的に施策を展開するなど、恒常的かつ継続的に業務を行つている委員会については、定例会などの会議への出席以外にも職務に関連した日頃の調査研究がより一層求められるなど、その勤務量を勤務日数のみで推し量ることが困難であり、こうした委員会については月額制を維持することが適当である。(高知県) 特定の行政分野における組織の管理や事務の執行など広範な職務を担い、恒常的に業務があり、比較的勤務日数が多い委員会では当面、月額報酬を維持し、主として個別事案の発生に応じて職務を執行し、事案件数による業務の繁閑の差が大きく、比較的勤務日数の少ない委員会については日額報酬に改めることとした。(佐賀県) 	
C	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日額月額併用制</div> <p>一定額の月額を支給した上で、実績に応じて日額を支給</p>	10	<p>【全委員会対象】 青森県、愛知県 三重県、広島県 熊本県、宮崎県</p> <p>【一部委員会】 秋田県、長野県 岡山県、香川県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の活動実績(活動日数、内容)により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合に、月額で補充(岡山県) 一部の委員会は、勤務実態、職務内容・性質、委員の制限、他県の状況等を総合的に勘案すると、月額を維持することが適当と考えられる。 勤務日数に表れない活動や責任があることなどを報酬に反映させるため、日額・月額の併用制とする。(単純な労務や補助的な労務でないこと、守秘義務をはじめとした法令上の制限を受けることなども考え合わせ、月額制を併用するもの。)(香川県) 不服申立や調停などの件数により仕事量が大きく変化するため、日額制を導入しつつ勤務実績のみでは評価しきれない部分を補うものとして一定額の基礎報酬を併せて支給する併用制を採用。(秋田県) 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原則月額制</div> <p>(H22年度以降、支給方法の見直しを行っていない)</p> <p>一定額の月額を支給</p>	13	宮城県、福島県、栃木県 埼玉県、千葉県、東京都 石川県、福井県、兵庫県 奈良県、和歌山県 長崎県、沖縄県	<p>※栃木県、石川県はH24年度中に見直し予定あり</p>	

【一部の状況】

	教育	選挙	人事	公安	労働	監査	収用	内水面
日額制	4	11	4	0	10	18	18	18
月額制	15	8	15	19	9	1	1	1

報酬額の水準についての考え方

1. 日額制とする府県の報酬額設定の考え

委員長	委員	団体数
常勤監査委員の報酬月額×1/21	月額制時の委員長等と委員の報酬比率で算定	6
常勤監査委員の報酬月額×1/21	委員長等の額の90%程度	5
月額制時の委員長等と委員の報酬比率で算定	常勤監査委員の報酬月額×1/21	3
委員の額の10%～20%程度上乗せ	常勤監査委員の報酬月額×1/21	3
他府県の手当額を参考に決定	他府県の手当額を参考に決定	3
常勤監査委員、常勤人事委員長の報酬月額×1/21	常勤人事委員×1/21	1
委員の額に15%上乗せ	弁護士報酬を参考	1
常勤監査委員の報酬を上限とし、委員会の権限を考慮して決定	月額制時の委員長等と委員の報酬比率で算定	1
委員の額の10%～20%程度上乗せ	常勤監査委員の1日当たりの単価を参考に、一定の上乗せ	1

2. 月額月額併用制とする県の報酬額設定の考え

月額部分の額設定	日額部分の額設定	団体数
改正前報酬の1/2 (他県の状況を勘案)	(委員長等)改正前の委員長等と委員の報酬比率を参考に10%~25%加算 (委員)常勤監査委員等の報酬月額等の1/2の1/21	2
改正前報酬の1/2 (会議出席日数と事前準備等の日数が均衡)	常勤監査委員の日額換算額(1/21)と附属機関委員の日額報酬の中間値	1
改正前報酬の1/2 (執行機関として恒常的な職務・職責を担っていることを考慮)	執行機関としての重大な職務・職責及び他県における日額報酬単価水準等を考慮し設定。委員長の報酬額は、委員の報酬の10%加算(改正前の委員長等と委員の報酬比率、他県の例を考慮)	1
改正前報酬の1/3 (日額報酬の対象となる会議等以外の業務従事日数等を考慮)	(委員長等)常勤委員の報酬月額の1/30 (委員)委員長等の額から▲10%	1
改正前報酬の1/3 (先行した他県の平均的な報酬額(本県の活動実績と同程度と仮定した場合)とのバランスを考慮)	労働委員会のあっせん員、収用委員会の仲裁委員等の額を採用	1
改正前報酬の1/3	<ul style="list-style-type: none"> 本県審議会委員報酬を超え、国非常勤委員報酬を超えない 従来支給額及び併用制を導入している他県の状況を考慮 	1
改正前報酬の1/3 (勤務実態をより強く反映した報酬体系にするため日額に比重を置く)	併用制を導入している他県の日額及び本県における常勤委員の報酬月額を日額に割り戻した額等を参考に算出	1
改正前報酬の1/5 (補完的な位置づけ)	(委員長等)常勤監査委員の報酬月額 の1/21 (委員)改正前の委員長等と委員の報酬比率で算定	1
(委員長等) 現行報酬月額－日額部分×5日 (基準日数) (委員) 改正前の委員長等と委員等の報酬比率で算定	(委員長等)常勤監査委員の報酬月額 の1/21 (委員)改正前の委員長等と委員の報酬比率で算定	1

教育長の給与のあり方について

現行の教育長の給与

○一般職の職員の行政職給料表を適用

・ 例月給（管理職手当、地域手当含む） 674,835円（9級19号給）

・ 年 収 11,062千円

【特別職】 副知事 16,004千円

議 員 12,664千円

【県内教育長】 奈良市 14,123千円

大和郡山市、生駒市 12,133千円

橿原市 11,153千円

香芝市 10,716千円

【都道府県平均】 13,483千円

※全国都道府県最低水準

あり方についての考え方

○従来、奈良県の教育長は、県職員を一般職から引き続き登用してきたことにより、給与は一般職の職員の給与の例によることとしてきた。

○平成12年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、教育長が特別職として明確に位置付けられた。

○しかし、それ以降も、給与については、一般職の職員の給与の例によることとしてきた。

○教育を取り巻く環境が複雑化しているとともに、行政との強い連携を求められるなど、教育長の職の重要性が高くなっていること、また、今後、民間からの登用など、より広い視野を持つ高度な人材の確保を考慮すると、給与についても特別職としての位置付けを明確にし、一定の水準とすることが必要である。

知事、副知事の給料及び議員等の報酬について

給与抑制措置前

役職区分		知事	副知事	議長	副議長	議員	常勤監査
月額	給料	1,214,000	947,000	965,000	843,000	778,000	550,000
	地域手当等	48,560	37,880	0	0	0	22,000
	月収	1,262,560	984,880	965,000	843,000	778,000	572,000
年額	報酬、給料	14,568,000	11,364,000	11,580,000	10,116,000	9,336,000	6,600,000
	地域手当等	582,720	454,560	0	0	0	264,000
	6月	2,546,000	1,986,048	1,958,950	1,711,290	1,579,340	1,153,460
	12月	2,818,786	2,198,839	2,168,837	1,894,642	1,748,555	1,277,045
	計	5,364,786	4,184,887	4,127,787	3,605,932	3,327,895	2,430,505
	年収	20,515,506	16,003,447	15,707,787	13,721,932	12,663,895	9,294,505
退職手当		40,790,400	22,728,000	-	-	-	1,210,000
							-

平成24年8月時点

教育長
513,800
161,035
674,835
6,165,600
1,932,420
1,425,280
1,537,802
2,963,082
11,061,102

【退職手当算定式】

知事
 給料月額 × 在職月数 × 0.7

副知事
 給料月額 × 在職月数 × 0.5

常勤監査
 給料月額 × 在職年数 × 0.55

特別職職員の給与の全国状況（平成24年4月1日現在）

※知事の給料月額を100とした場合

番号	都道府県	知事	副知事	議長	副議長	議員	教育長	常勤監査
1	北海道	100	80	84	75	65	65	59
2	青森県	100	76	72	64	61	58	52
3	岩手県	100	77	72	65	62	53	49
4	宮城県	100	78	78	69	64	66	52
5	秋田県	100	77	75	67	64	64	55
6	山形県	100	77	72	64	62	58	50
7	福島県	100	78	77	68	63	67	50
8	茨城県	100	81	75	67	63	68	49
9	栃木県	100	78	77	70	64	65	47
10	群馬県	100	81	75	70	63	71	34
11	埼玉県	100	80	81	72	65	66	60
12	千葉県	100	80	80	70	63	58	46
13	東京都	100	82	86	77	69	76	59
14	神奈川県	100	80	83	74	67	63	54
15	新潟県	100	78	77	68	62	64	54
16	富山県	100	78	70	66	60	65	46
17	石川県	100	78	70	66	60	62	45
18	福井県	100	78	70	66	60	68	47
19	山梨県	100	77	73	66	62	63	49
20	長野県	100	77	77	67	63	64	61
21	岐阜県	100	79	76	69	63	60	51
22	静岡県	100	82	79	69	64	63	57
23	愛知県	100	79	86	76	70	66	57
24	三重県	100	79	80	70	65	58	52
25	滋賀県	100	79	79	68	64	64	49
26	京都府	100	79	87	80	74	63	53
27	大阪府	100	79	89	79	71	64	63
28	兵庫県	100	79	81	74	66	66	55
29	奈良県	100	78	79	69	64	53	45
30	和歌山県	100	79	79	67	64	55	45
31	鳥取県	100	75	78	68	63	58	45
32	島根県	100	78	76	66	61	63	52
33	岡山県	100	79	78	70	65	69	57
34	広島県	100	79	80	69	65	58	55
35	山口県	100	79	76	68	65	64	55
36	徳島県	100	76	73	66	62	55	44
37	香川県	100	76	73	66	62	63	48
38	愛媛県	100	77	73	66	62	67	44
39	高知県	100	77	74	67	63	64	50
40	福岡県	100	80	82	73	66	65	53
41	佐賀県	100	79	79	69	64	64	50
42	長崎県	100	79	79	70	63	61	50
43	熊本県	100	78	78	70	63	62	53
44	大分県	100	80	79	70	63	62	51
45	宮崎県	100	79	79	72	63	63	53
46	鹿児島県	100	78	78	70	63	62	49
47	沖縄県	100	79	80	69	61	59	52
平均			79	78	69	64	63	51
最大			82	89	80	74	76	63
最少			75	70	64	60	53	34